

# プロジェクト活動における本邦研修の戦略的活用について

JICAラオス長期派遣専門家

澤 井 裕

## 第1 初めに

2023年4月20日から同月28日まで、当職は、JICAラオス長期派遣専門家として、民事関連法サブワーキンググループのメンバー19名とともに「民事判決書起草能力向上」本邦研修（以下「本研修」という。）に参加した。ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）<sup>1</sup>としてコロナ渦後初の本邦研修であり、かつ、当職がJICA本部にて勤務していた際に本邦研修を経験したことがなかったため、右も左も分からないまま準備を進めてしまったというのが正直なところである。

本邦研修は、集中的に日本側有識者からのインプットを受け、関係機関を訪問することができる貴重な機会であり、JICA長期派遣専門家としては、ICDの担当教官<sup>2</sup>と連携し、プロジェクト全体の活動計画と本邦研修を有機的・戦略的に結びつけることを意識することが重要である。当職自身を振り返ってみれば、担当するプロジェクトのサブワーキンググループのメンバーに対し、本邦研修を単なるイベントとしてではなく、プロジェクト活動を円滑に進めるための手段であることを絶えず意識づけを行うことが重要であった。

当職は、研修の準備を進めるにあたって、JICA長期派遣専門家がどのような意識で本邦研修に取り組んでいるかについて関係機関の過去の記事を探してみたが、研修の報告以上に書かれたものは見当たらなかった。多くの専門家は、同じプロジェクトに所属している他の専門家の経験や専門家派遣前<sup>3</sup>のICD教官としての経験等を踏まえて、対応していることが多いように見受けられる。そこで、当職が経験した上記の本研修の活動を例に取り、長期派遣専門家の立場から、いかにして本邦研修を戦略的に活用しつつ、プロジェクト活動をスムーズに進めるかについて、自身の反省を踏まえつつ、文字に残しておくことが未だ本邦研修を経験していない将来の専門家のために有益と考えた。

以下、当職が参加した本研修<sup>4</sup>の概要を簡単に紹介し、それに対する事前準備、研修中の対応、研修事後の取組等について、述べてみたい。

<sup>1</sup> ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」（フェーズ1）2018年7月～2023年7月。現在、同プロジェクトのフェーズ2が進行中。

<sup>2</sup> ICDでは、法制度整備支援の対象国毎に担当の教官を配置し、現地に駐在する長期派遣専門家と協力して本邦研修や現地セミナー等の支援事業を実施している。

<sup>3</sup> 検察官や裁判官は長期派遣専門家として各国に派遣される前に一定期間ICDで勤務をすることがある。

<sup>4</sup> 研修の詳細は、坂本達也『ラオス 法の支配発展促進プロジェクト「民事判決書起草能力向上」』ICD NEWS 第96号136頁以下を参照されたい。

## 第2 本研修の概要

前プロジェクトでは、カウンターパート四機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学）の法・司法分野の中核人材における基本法令の解釈適用能力等の向上を目的としてサブワーキンググループが5つ設置されており、本研修に参加した民事関連法サブワーキンググループは、民事法分野の実務運用に関する執務参考資料の作成、具体的には民事判決書マニュアル<sup>5</sup>の改訂活動を行っていた。

本研修は、民事判決書マニュアルの改訂活動が概ね終了し、普及<sup>6</sup>活動の準備中に実施されたものであった。プロジェクト活動では、本研修後、改訂活動を行ったメンバーにより、判決書マニュアルの重要な改訂点をラオス各地の裁判所等において説明し普及することが予定されていた。一方、メンバーの中でもプロジェクト活動に対する実質的なコミットメントの度合いや理解度は区々である上、最も重要かつ実質的な改訂点である争点の判決書への導入については、民事訴訟法の条文中に記載があるものの、ラオス国内の法曹実務家にとって馴染みのない概念であるため、争点整理に関し豊富な実務経験を有する日本の有識者から具体的な事例等を用いて争点の理解を深めることが必要であった。そこで、本研修において、日本の有識者との争点に関する意見交換を集中的に行うことにより、その後の普及活動において、研修参加者が、判決書マニュアルの重要な改訂点を自ら説明するために必要な知見や能力を身につけることが重要であると考えた。このように本研修は、判決書マニュアルの重要かつ実質的な改訂点である争点に対する理解を深め、それを元に充実した普及が行われることを企図して実施された。

## 第3 本研修の事前準備

### 1 本研修の企画やICD教官との連携

まず、本邦研修の事前準備を行うにあたっては、長期派遣専門家から、担当のICD教官に対し、本邦研修の企画書を提出することが必要である。企画書の提出時期としては、訪問先となる関係機関との調整に要する時間を考慮すると、研修開始の4か月前が目途になると考えられる。

当職が聞いた話では、過去に担当のICD教官に研修プログラム策定も含めほぼ一任する専門家もいたとのことであるが、上記の通り、本邦研修は、プロジェクト活動の一環として行われるため、長期派遣専門家自身が、PDM（Project Design Matrix）<sup>7</sup>や年間計画にさかのぼって、本邦研修の成果をその後のプロジェクト活動にどう結び付けるかということを考え、より積極的に活用していくことが望まれる。

当職の場合は、2022年11月中旬に赴任し、本研修の準備が始まる2022年

<sup>5</sup> 民事判決書起案にかかる手引書。2003年5月から2007年5月まで実施された「ラオス法整備支援プロジェクト」にてJICAの支援にて作成された。前プロジェクトで作成された判決書マニュアルはその改訂版である。改訂版では、2012年改正の民事訴訟法の内容を踏まえ、主に民事訴訟において当事者が争っている事実を明確にする争点に関する記載や具体的な判決書案（記載例）も追加された。

<sup>6</sup> JICAプロジェクトでは、カウンターパート機関を中心に成果物を作成した後、成果物の内容を多くの関係者に対し理解を深めるために、グループメンバーが主体となって地方でのセミナーが開催される。

<sup>7</sup> 各活動により生み出された各アウトプットにより、どれだけプロジェクト目標やプロジェクト終了後開発目標の達成に資するか、プロジェクト計画の概要が書かれたもの。

1 2月下旬段階で企画書を計画する必要があった。赴任して間もないためプロジェクト活動を理解することに時間を取られたものの、前述のとおり、民事判決書マニュアルの改訂がおおむね完成していたという状況を踏まえ、本研修前にビエンチャン首都裁判所での判決書マニュアルの普及セミナー等を試験的に行うこととし、同セミナーにおける普及担当者の説明方法等を聞きながら、プロジェクト活動に従事する専門家の視点で、何を本研修で学んでもらう必要があるのかを考えることとした。上記の普及セミナーにおいて、普及担当者は、判決書を構成する形式面の説明に時間を割き、判決書マニュアルの重要な改訂点であった争点の説明及びその前提となる具体的な事案における争点の特定方法にほとんど説明を割いていなかった。当職は、その理由の一つを、判決書マニュアルの改訂に関わったメンバー自体が、争点が判決書マニュアルに導入された趣旨や具体的な事案における争点の特定方法を他者に説明できるほど理解できていないことにあると考え、本研修においては、具体的な事件を題材に、争点を整理する訓練が必要と考えた。

このような点については、長期派遣専門家が研修の実施を行う ICD 担当教官に口頭で伝えるだけでなく、可能な限り本邦研修準備の早い段階で現地に出張をしてもらい、直接その感触を得てもらうことが望ましい。本研修の場合は、その約4か月前に現プロジェクトの詳細計画策定調査<sup>8</sup>が実施され、ICD 担当教官がその調査団の一員となったため、研修準備の早い段階でその機会に恵まれた。仮に ICD 担当教官の出張の予定が立たない場合であっても、後述の事前説明会の機会を利用して、本邦研修に参加予定のメンバー（以下「研修参加メンバー」という。）の人柄、レベル感等を理解してもらうことが必要である。ICD 担当教官に研修参加メンバーのレベルを理解してもらう機会がないと、ICD が依頼する日本側講師に研修参加メンバーのレベルを正確に伝えられず、非常に高度な内容の講義を行ってしまう可能性があり、本邦研修をプロジェクト活動に活かしていくという戦略が無に帰してしまう可能性があるからである。

また、研修日程を企画するにあたっては、長期派遣専門家が本邦研修を生かしたプロジェクト活動の展望を整理するコマも設けた方がよいと思われる。後述の通り、主に研修を行うのは ICD 及び日本側講師ではあるものの、本邦研修後の活動に向け、研修参加メンバーに対し、本邦研修がプロジェクト活動の手段であることの意識づけを徹底すべきだからである。

## 2 研修参加メンバーに対する事前説明会

企画書を作成後、研修プログラムを作成していく段階で、長期派遣専門家が現地の研修参加メンバーに本邦研修の目的を説明するだけでなく、日本側関係者を巻き込ん

<sup>8</sup> [https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech\\_pro/approach.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tech_pro/approach.html) JICAの技術協力プロジェクトでは、新プロジェクトを実施する前にJICAと相手国政府実施機関との間でプロジェクト活動内容等について合意文書を締結することになっており、現プロジェクトの開始にあたって、調査や会議のために日本の調査団がラオスに出張した。



でオンラインで事前説明会を行うことが望ましいと考えられる。ともすると本邦研修に参加すること自体が目的となってしまう恐れがある研修参加メンバーに対して、本邦研修がプロジェクト活動の成果を出すための手段であることの位置づけを改めて説明する必要があることや、日本側関係者に研修参加メンバーの実情を把握してもらうことにより、研修における講義のレベル感を調整してもらう必要があるからである。

また、事前説明会のリードは長期派遣専門家自身が行うことが望ましいと思われる。事前説明会のリードは、専門家がメンバーの信頼を獲得する場面としては最適の場である。当職の場合、成果物の印刷等の準備で立て込んでいたことを言い訳に、事前説明会のイニシアティブはICD担当教官にお願いしてしまったこともあり、この点は反省している。もっとも、事前説明会に日本側講師をどこまで巻き込むか、当日の説明の分担をどうするかは、一概に専門家が事前説明会のすべてを主導すべきとまではいえないため、ICD担当教官とのコミュニケーションを図っておくことが重要である。

また、事前説明会は研修に向けた内容面の準備を行うことができる機会でもある。例えば、本研修では、具体的な事件を題材に争点を整理する訓練をするというコンセプトの下、従来のJICAプロジェクトで作成した模擬事件記録教材（民事）を題材とした事例研究の実施を予定していた。もっとも、当該模擬事件記録教材（民事）は複雑な事案を題材としており、準備なく研修を実施しても、当日の研修が空転する可能性が予想された。そこで、ICD担当教官から、研修参加メンバーに対し、より簡単な言い分方式の素材を用いて、争点特定に至る事案分析の手法を説明してもらうとともに、研修で利用する模擬事件記録教材の事案を分析するためのヒントとすべく請求、請求権、主要事実、認否、争点を考えさせるような質問事項を設定し、この質問事項に回答する事前課題を研修参加メンバーに課すこととした。事前説明会には、研修当日の事例研究の講師を務めていただいた先生方にご参加いただき、研修参加メンバーのレベル感を把握していただくことができた。なお、研修参加者19名全員の課題提出については、専門家において執り行ったが、提出された課題の日本語への翻訳、講師の準備等を踏まえると早めのスケジュールの設定が重要である。

### 3 日本側実施機関（JICA、ICD）とのロジ面での打ち合わせ

メンバーとの間での打ち合わせと並行して、必要になってくるのが日本側実施機関とのロジ面での打ち合わせである。関係者が多数になることもあり、必ずしもミーティングまではしなくてもよいという意見もあるかもしれない。もっとも、研修参加メンバーの宿泊先がJICAの関係施設となる場合には、研修中に様々な対応でお世話になることもあり、担当者と顔合わせのタイミングが研修前にあることが望ましいと思われる。細かい話にはなるが、研修参加メンバーに各組織の高官がいる場合には、早めに情報を宿泊先に伝えておかないと、通常の間取りより広めの宿泊部屋を確保できなくなるため、注意が必要と思われる。また研修期間中にはロジ面について研修

参加メンバー内で分からないことがあると、真っ先に長期派遣専門家に問い合わせが来るため、急な不明点は自ら対応できるよう、あらかじめICD担当教官に聞いておくことが重要である。

#### 4 日本側講師との打ち合わせ

日本側講師に対して、長期派遣専門家が特に伝えなければならない点は、講義において実施して欲しい内容、その背後にある現地における問題意識、現地法の運用状況、研修後に控えるプロジェクト活動と本邦研修の講義の関連性、研修参加メンバーの全体的なレベル感や今後のプロジェクト活動に参加する意欲の高いメンバーの情報である。日本側講師は、日本における各分野に対する知見が深い方々であるものの、必ずしも現地法の知見や運用に精通しているわけではないため、日本側講師がメンバーと円滑にコミュニケーションをとれるように積極的に情報を共有することが必要と思われる。本研修においては、民事訴訟実務に関する講義を日本側講師にお願いするにあたり、ラオスでは要件事実論の用語そのものには深く立ち入らないようにしながら進めているため、可能な限り要件事実をツールとして用いつつも用語の説明は最小限にとどめていただきたい点や、実際の研修参加メンバーのレベル感を可能な限りでお伝えさせていただいた。また今回は、前述のとおり、すべてのメンバーに事前課題を提出してもらい、その翻訳を講師に提供していたこともあり、メンバーのレベルが日本側に伝わりやすかったが、そのような事前課題を前提としない場合には、講師がメンバーのレベルが分からずどのように進行したらよいか迷うと思われるため、長期派遣専門家から講師との交流を促進することを目的とし、誰を指名したらよいか等の情報を積極的に共有していく必要がある。講師側とメンバーの意見交換が活発となり、メンバーの本邦研修の講義の理解度を上げることができれば、メンバー自身の本邦研修後の活動への意欲にも良い影響を及ぼすため、本邦研修をプロジェクト活動に活用するための下準備をしておいた方がよいからである。

#### 第4 本研修実施中の活動について

本邦研修の講義中は、ICD教官や日本側講師の講義がメインとなることから、長期派遣専門家はメンバーの議論がずれた場合に軌道修正をするなどサポート的な立場になるかと思われる。もっとも、本邦研修終了後スムーズに議論を進められるよう、現地のグループ会合で、メンバーとの議論の軌道修正をするために必要な講師の発言や資料についてはメモに残しておき、以後グループをリードするために積極的に利用すべきである。

一方、東京での現場視察や懇親会の開催においては、長期派遣専門家が現地メンバーと日本側参加者の間の架け橋となるように積極的に関与していくことが望ましいと思われる。ここは長期派遣専門家の個性によるものと思われるが、当職は、本研修の正規プログラム外の場面も長期派遣専門家の力量を発揮する場所と考え、視察や懇親の場が盛

会となるよう努力した（これらに御協力いただいた日本側関係者の皆様には、この場を借りて深く御礼を申し上げたい）。当職にとっては担当ワーキンググループのメンバーと仕事以外に食事に行ったことが初めてであり、本研修期間のプライベートな時間を利用して打ち解け信頼関係を深めることが出来たことが、その後の活動には効果的であったため、これも本邦研修の機会を有効活用できた一例であると考えます。

## 第5 本研修後の活動について

本研修後の活動としては、予算が限定されていたこと、プロジェクト終了時期まで期間が短かったこともあり、民事関連法グループの普及は南部サワナケート（2023年5月）と首都ビエンチャンでの普及（同年6月）2回のみ行われた。普及セミナーの準備を行うにあたっては、研修参加メンバーと相談し、従前の普及会議の内容に加え、本研修で学んだ争点整理の手順を用いた事案分析を行う時間を追加することとした。普及セミナー当日には、上記の取り組みが実施されるだけでなく、判決書マニュアルに記載されている具体的な判決書案（記載例）を用いた争点の説明に多くの時間を割り当てるなど、本研修前には達成できなかった具体的な検討が多く行われた。また前述の通り、本研修で関係が深まったメンバーから、多くの懇親会のお誘いをいただき、楽しく活動を進めることができた。本研修を終了して初めて、本邦研修の活用により、現地活動を円滑に進めることの重要性を認識することが出来た。

一方で、現地帰国後のスケジュールが過密だったこともあり、本研修の振り返りに十分に時間を使うことができなかったため、研修参加メンバーの一定数において理解が未だ不十分であったと感じた。改めて、事後に、研修参加メンバーに対し、本研修がプロジェクト活動の手段であることを意識づけられたか、それが達成できたかということ振り返る機会を設けるべきであったとも思う。

## 第6 終わりに

今回はコロナ渦後初のラオスの本邦研修であったこともあり、関係者の皆様に様々なご不便をかけたことについては大変申し訳なく思っている。一方でJICAやICD、日本側講師の先生方には手厚いサポートをいただき、担当グループのメンバーも大変満足して帰国できたことに改めて感謝申し上げます。

当職としても、今回の反省を活かし、現行プロジェクトの進捗状況を踏まえ、本邦研修によるインプットの内容や時期を検討し、次回の本邦研修をより戦略的に活用したい。本稿が初めて本邦研修を実施する専門家やICDの皆様は何らかの役に立てば幸いである。

別紙 実施した本研修のスケジュール表

ラオス判決書起案能力向上 令和5年度本邦研修日程表  
【令和5年4月20日（木）～4月28日（金）（移動日を含む。）】

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
4 /	木	【入国】 成田空港着			JICA東京 センター 泊
4 /	金	9:30 JICA村エンテション 12:15 JICA東京センター		14:00 国際協力部オリエン テーション 15:00 【講義と意見交換】 坂本教官 「日本の民事第一審判決書」 17:15 JICA東京センター	JICA東京 センター 泊
4 /	土				JICA東京 センター 泊
4 /	日				JICA東京 センター 泊
4 /	月	10:00 【講義・意見交換】 鈴木一子弁護士 『判決書マニュアル改訂のポイントと今後の課題』 12:15 JICA東京センター		14:00 【講義・意見交換】 高原知明教授 『争点整理手続』 17:00 JICA東京センター	ICCLC懇親会 JICA東京 センター 泊
4 /	火	9:30 【講義・意見交換】 志賀剛一弁護士、鈴木一子弁護士 『事例研究』 12:10 JICA東京センター		13:30 【講義・意見交換】 志賀剛一弁護士、鈴木一子弁護士 『事例研究』 16:10 JICA東京センター	JICA東京 センター 泊
4 /	水	9:40 東京地方裁判所訪問 12:10 東京地方裁判所	12:30 【意見交換会・写真撮影】 上富所長、内藤部長 14:30 法曹会館・赤れんが	15:00 【ラオス側発表準備】 17:00 JICA東京センター	JICA東京 センター 泊
4 /	木	10:00 【ラオス側発表と意見交換】 『普及活動で伝えるべきポイントについて』 12:00 JICA東京センター		14:00 【総括質疑】 15:30 評価会・修了式 17:20 JICA東京センター	JICA東京 センター 泊
4 /	金	【出国】 成田空港発			